



日 鶏 協 回 覧 板

2024年2月8日
一般社団法人日本養鶏協会

高病原性鳥インフルエンザ、早期通報を！

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについて、本病の特定症状が確認されても、他の疾病を疑う等により、異常家きん発見の通報がかなり遅れた事例がみられました。

通報が遅れれば遅れるほど、周辺農場への本病のまん延を助長する結果となり、生産地域全体に被害が及ぶ可能性が高くなりますので、早期通報を心掛けてください。

同一の鶏舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間の平均の家きんの死亡率の2倍以上となることを確認した場合には、遅滞なく異常家きんの通報を行うことが義務付けられています。

以下の点について、改めて確認をいただき、初動防疫の確実な実施体制を確保いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は最寄りの家保にご確認いただければ幸いです。

- (1) 日々の健康観察を行い、特定症状や、通常みられない産卵率の低下、沈うつ等の異状がみられた場合には、必ず、早期に家畜保健衛生所に通報してください。また、獣医師の診断等により他の疾病が疑われる場合であっても、少しでも本病の可能性を否定できない場合は、家畜保健衛生所に相談してください。
- (2) 異常家きんの通報が遅滞することにより、本病の周辺農場へのまん延防止に支障を及ぼします。また、当該通報の遅滞があった場合には、法の規定により、患畜等に係る手当金及び特別手当金の全部又は一部の減額措置が講じられることとなりますので十分ご注意ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人日本養鶏協会 Tel : 03-3297-5515 Fax : 03-3297-5519 浅木、野澤

日鶏協回覧板 発行者： [一般社団法人 日本養鶏協会](#)
〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)
TEL : 03-3297-5515 FAX : 03-3297-5519 発行日 : 2024年2月8日
編集・発行責任者 : 浅木 仁志 (info@jpa.or.jp)